

令和5年第12回玉名市農業委員会総会議事録

令和5年11月6日（月）午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子	9番	岡村 栄一
10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎	13番	中島 浩輔
14番	徳井 勝美	16番	高島 尚	17番	中山 一久	18番	田上 靖晃
19番	丸山 和則						

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

5番 坂本 正敏 15番 境 浩之

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田 政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推5	安田 謙二	推6	縄田 伊知郎	推7	船津 和利	推8	上田 龍介
推9	平野 雅久	推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推13	宮永 義一
推15	大家 泉	推16	園田 勝義	推17	永田 眞一	推18	後藤 雄一
推19	坂門 聡一						

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推12 高本 昌揮 推14 東 直幸

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	次長	西山 美和	係長	園木 俊範	
主任	大原 三和	主任	酒井 史浩	会計年度任用職員	小山久美子	

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
第48号 農地法第4条の規定による許可申請について
第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
第50号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第28号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、農業委員会の総会を始めたいと思います。

本日は農業委員総数19名のうち坂本委員、境委員からの欠席の届けがあっており、17名の御出席でございます。

また、最適化推進委員総数19名のうち、高本委員から欠席の届出があっており、1名まだ遅れておられますが、現在17名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和5年第12回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

—————○—————

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 改めまして皆さんこんにちは。きょうはお忙しい中、雨も降ってまいりましたがけれども、皆さん総会ということで御出席をいただき、大変お疲れさまです。

11月になってだんだん寒くなってきましたけれども、きのうは30度という真夏日で、本当に異常な天候だなと思っています。うちがちょうど稲の刈り取りを始めたんですけれども、生産組合の組合長がですね、きのうは草取りに行ってですね、身体がしびれて病院に運ばれたというような話をしまして、多分一週間ほど安静にしとけという話だったので、熱中症かなと思います。本当にこれから気候がどうなるかわかりませんが、本当に大豆の刈り取りとか、あと麦の種蒔きとか、それからみかんとか、いろいろな収穫作業、年末に向けていろんな大変忙しくなってくると思いますけど、皆さん方も体調に気をつけられて頑張ってくださいと思います。

それから、農業新聞を見ると、地域計画に変わりましたとか、そういうのがちょっといろんなもので載っています。玉名もこの間アンケート調査というのが大体回収されたということで、これから地域間の話し合いということで、そういう場面が出てくると思いますので、農業委員、推進委員の皆さん、そういう会議の場にお出かけいただいて、いろいろな意見を出していただいて、地域計画に結べるようによろしくお願ひしたいと思います。最後のほうで何か地域計画の話し合いの計画というか、出席の都合、日程表の調整を検討しておられるかと思っていますので、あとでよろしくお願ひしたいと思います。

本日はそういうことで議事のほうに入りたいと思います。よろしくお願ひします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは早速議事のほうに入りたいと思います。

本日は議第47号から50号までの40件の議案審議です。それと第28号の45件報告があります。皆様方の慎重なる御審議、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名は、委員番号7番の田端末雄委員と8番の本田多美子委員にお願いいたします。

なお、発言の際は、委員番号、それから氏名を述べた上で発言をされますようよろしくお願いいたします。併せて、採決の際は、議決権のある農業委員のみの挙手をよろしくお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに、議第47号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は8件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案書1ページをお願いいたします。

議第47号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和5年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、築地と岩崎の申請人で、岩崎の田411㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

2番、福岡県八女市の申請人と築地の申請人で、築地の畑223㎡外1筆、計2,008㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

3番、大浜町の申請人で、大浜町の田200㎡外16筆、計27,080㎡を後継者へ一括贈与するものです。

4番、大倉の申請人で、大倉の畑644㎡外2筆、計3,620㎡を相手方の要望と耕作便利のため使用貸借権を結ぶものです。

5番、石貫の申請人で、石貫の田670㎡外8筆、計6,231㎡を子へ贈与するものです。

6番、熊本市と岱明町の申請人で、岱明町の田927㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

3ページをお願いいたします。

7番、岱明町の申請人で、岱明町の田1,230㎡外3筆、計4,333㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

8番、岱明町と横島町の申請人で、横島町の田260㎡を甥へ贈与するものです。

以上8件、合計44,870㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いします。

それからまた連続して説明される場合は、続けてよろしくお願いいたします。

それでは1番をお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望、譲受人の田と譲渡人の田は隣接しており、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。2番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望で、2,008㎡です。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いします。

○推3番（田中正通君） 推進委員3番、田中です。3番の案件について説明申し上げます。

本件は親から子へ農地を一括贈与するものであります。ちなみに、経営面積が31,099㎡、自作の土地が田が26,904㎡、畑が176㎡で、今回贈与するのが27,080㎡ということです。親子共にこれまでずっと農業を営んでこられておりますし、農業機械等も十分に所有しておられます。

何ら問題ないと考えております。御審議よろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 8番農業委員、本田です。4番の案件について説明します。

使用貸人は相手方の要望、使用借人は耕作便利による申請です。使用借人はトラクター、草刈機を保有しておられ、野菜の栽培をしています。

現地調査した結果、何ら問題なく許可相当と判断しました。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○10番（澤村哲志君） 農業委員10番、澤村です。案件5番について説明いたします。

譲渡人は高齢のため、事業自体をやめて世代交代です。譲渡人と譲受人は親子関係で、子への贈与、何ら問題はありません。許可相当と認めます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番、7番は同じ委員です。よろしくお願いします。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。6番の案件について説明します。

申請地は岱明町西照寺公民館より右へ200m行っただころの田で、927㎡になります。労力不足と経営拡張での売買となります。現状は雑草が見られますが、整備を行い、水稻の作付けを予定しており、現地調査の結果、問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、7番の案件について説明します。

申請地は、先ほどと同じく西照寺公民館より右へ200m行っただころの田で、3筆、3,103㎡と、そこから南へ200m行っただころの1筆、1,230㎡の合計で4,333㎡になります。これも労力不足と経営拡張での売買となります。後者の1筆は現在小作による水稻を作付けしてあります。前者の3筆は現状雑草が見られますが、これも整備を行い水稻の作付けを予定しており、現地調査の結果、問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願いいたします。

○推16番（園田勝義君） 推進委員16番、園田です。8番の案件について説明します。

譲渡人、おばから譲受人、甥に贈与するものであり、また現地調査した結果、何ら支障ないと思います。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請につきまして、1番から8番まで委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、それから御質問等はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第47号農地法第3条の規定による許可申請8件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第47号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第48号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は3件です。

それから2番と3番につきましては、始末書、それから顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 4ページをお願いいたします。

議第48号農地法第4条の規定による農地の許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が松木の畑455㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が岱明町の畑19㎡外1筆、計84㎡で、転用目的は建築資材置場及び通路、農地区分は、玉名市役所岱明支所からおおむね300m以内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が岱明町の畑28㎡外1筆、計121㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

以上3件、660㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る10月30日及び11月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番の担当委員の説明をよろしくをお願いいたします。

○推1番(水本信之君) 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

場所はプラスチック工場の東側10mぐらいです。転用目的は共同住宅1棟、転用面積は455㎡、建築建物は共同住宅6世帯分、木造2階建て、建築面積は117.38㎡です。給排水計画、給水は上下水道に接続、汚水・生活雑排水は西側道路公共下水道に排出、雨水は市道南側の側溝に排出、周囲は住宅地と道路に囲まれており、農地への被害はありません。

被害防除対策、土砂の流出、碎石など発生するような工事は行わないが、問題が発生した場合は当方の責任をもって対処する。

現地調査の結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号2番につきましては始末書の提出がっておりますので、事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号2番は始末書が読み上げられましたので、受付番号2番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。2番の案件について説明します。

先ほど事務局より始末書の説明があったとおりです。申請地は岱明支所より約200mほど西側の位置にある雑種地です。申請人は建設業を営んでおります。申請地は、北側は田んぼ、西側は市道、東と南は宅地です。申請地は2筆で19㎡と65㎡で雑種地です。申請地には建設業の資材置場として使用、給水はありません。排水については、浸透枡を設置、雨水等については自然浸透、万が一被害が生じたときは、申請人が責任をもって対処するとのことです。

以上、現地確認をした結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号3番につきましては、顛末書が出ていますので、事務局の担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 3番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号3番につきまして顛末書が読み上げられましたので、受付番号3番の委員の説明をお願いいたします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。3番の案件について説明します。

先ほど事務局より始末書の説明があったとおりで、申請地は岱明町大野下の天然記念物のすぐ裏になります。申請内容は、自宅の建て替え工事を行う際、自宅に行かれるまでの進入路が当該地以外になく、進入路として申請です。住宅の新築にあたり調査した結果、譲渡人に確認したところ、昭和の終わりごろより進入路として利用していたとのことです。転用面積は2筆で28㎡と93㎡で雑種地です。現在通路として使用されています。排水については南東側市道方向に排出するそうです。

以上、現地確認した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく

お願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条申請につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆様から御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、本田委員。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。ちょっとわからないので教えてください。2番の案件について質問します。

これは最初に、雑種地て書いてありますけど、なんか農地を転用されていたのを買われた。5条申請で買いたいけど農振地だから3条申請で買ってということだったんですけど、そこのところがわからないので、説明していただけますか。

○係長（園木俊範君） 事務局の園木です。2番の案件についてなんですけれど、この農地は平成23年に3条で所有権を移転しているんですけど、当時から宅地の一部として、既に前所有者の方がコンクリとか資材置場にされていたみたいなんです。そこで、本来であれば5条の転用許可申請をするべきなんですけれど、申請人の勘違いで、農地は3条で取得しないといけないという認識があられたみたいで、今回4条と、このあとに5条もあるんですけど、関連をしているんですけど、一応新しい方が取得するときに、過去のいきさつを調べた結果、今回ちゃんとしとかなないといけないということで、4条申請されます。以上です。

○8番（本田多美子君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（下川 安君） はい、よろしいでしょうか。ほかに何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） はい、なければ採決に移りたいと思います。

議第48号農地法第4条の規定による許可申請3件です。原案どおり許可することにより異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第48号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第49号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。件数は16件です。

なお、1番、それから3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、それから13番、14番、16番については、始末書及び顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局の担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5 ページになります。

議第49号農地法第5条の規定による農地の許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1 番、申請物件が岩崎の畑537㎡外2筆、計1,084㎡で、転用目的は宅地分譲となります。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2 番、申請物件が中の畑231㎡で、転用目的は貸家です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3 番、申請物件が築地の畑377㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

4 番、申請物件が田崎の畑90㎡で、転用目的は道路拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5 番、申請物件が田崎の畑67㎡で、転用目的は道路拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6 番、申請物件が田崎の畑23㎡で、転用目的は道路拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7 番、申請物件が両迫間の田494㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8 番、申請物件が両迫間の畑18㎡で、転用目的は排水路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7 ページをお願いいたします。

9 番、申請物件が岱明町の畑455㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10 番、申請物件が岱明町の畑142㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、玉名市役所岱明支所からおおむね300m以内の農地で第3種農地と判断しております。

11 番、申請物件が岱明町の畑66㎡で、転用目的は通路です。農地区分は、玉

名市役所岱明支所からおおむね300m以内の農地で第3種農地と判断しております。

12番、申請物件が岱明町の田1,065㎡外1筆、計1,685㎡で、転用目的は介護施設です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

13番、申請物件が岱明町の畑247㎡で、転用目的は宅地分譲です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

14番、申請物件が岱明町の畑57㎡外1筆、計304㎡で、転用目的は貸倉庫です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

15番、申請物件が岱明町の畑392㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

16番、申請物件が岱明町の畑428㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上16件、合計6,103㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る10月30日、11月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。

それでは1番から、1番は始末書が出ていますので、事務局の担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ただいま受付番号1番、始末書が読み上げられましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。

それから、連続して説明される場合は続けてよろしくお願いします。

それでは1番をお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

事務局から説明があったように、30年前から駐車場として利用されていたとのことです。場所は玉名小学校南西100mぐらい、転用目的は宅地分譲4区画、転用面積は3筆で1,084㎡です。給排水計画は、給水は東側、北側、南側道路の

上水道に接続、汚水、生活雑排水は、東側、北側、南側道路の公共下水道に排出、雨水は申請地内に雨水浸透枡を設置し、オーバーフロー水は道路の側溝に流す。申請地は道路と高さが同じで、土地の造成等もなく、周りに農地もなく、農地への被害もない。

現地調査の結果、問題ないと判断した。御審議のほどよろしく願います。

2 番について御説明します。

申請地は玉名駅の南西 1 0 0 m ぐらい、転用目的は貸家 1 棟、転用面積は 2 3 1 m²です。木造平屋建て、延べ床面積 5 9 . 1 5 m²、駐車場が 4 台分、給排水計画、給水は南側道路の上水道に接続、雨水、生活雑排水は西側下水道に排出、雨水は自然浸透のほか集水枡を設け、南側道路側溝へつなぐ。被害防除対策、工事に際しては、隣地への被害が出ないように留意します。万が一被害が発生した場合は、譲受人の責任において対処しますということでした。

東側に住宅があるんですけど、ここだけ土砂の流出がないようにというお願いがきたんですけど、結構高いもので塀をやっぱりしてもらわんと、隣にちょっと被害がではせんかと言いました。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号 3 番にも始末書が出ていますので、事務局の担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 3 番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 受付番号 3 番、始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく願います。

○3 番（村上孝夫君） 農業委員 3 番、村上です。3 番の案件について説明します。

申請地は玉名の自動車整備工場の隣にあります。転用面積は 3 7 7 m²で個人住宅です。給水は玉名市上水道を使い、汚水、生活雑排水は下水道を利用します。雨水については自然浸透させます。隣接防除策として、申請地の周辺は住宅地、商業地になっているが、周辺農地の作物に被害をおよぼさないよう十分配慮する。万が一周辺農地に被害を与えたときは、譲受人が責任をもって解決するそうです。

以上、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号 4 番から 6 番まで、始末書が出ておりますので、事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 4 番、5 番、6 番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま 4 番から 6 番の始末書が読み上げられましたので、委

員の説明をお願いします。

4番から6番は同じ委員なので、続けてよろしく願いいたします。

○推6番（縄田伊知郎君） 推進委員6番、縄田です。4番、5番、6番が同じ土地の申請なので一緒に説明させていただきます。

場所は八嘉小学校から北西に200mの場所です。これらの申請は道路拡張のためです。事務局からの説明があったとおり、今回3名の申請者の家と農道との間に、今回申請の3筆の農地が含まれていたという状況です。申請理由は、譲受人が譲渡人の祖父に対して、本件土地の使用としての譲渡を農地法の許可を要することを知らずに申し入れ、合意の上、本件土地を譲り受けて、コンクリート舗装して道路として利用していましたが、今後家の建て替え等の計画をしたときに、家は4m道路と接続していないといけないということなどの基準のことを知ったため、今回の道路拡張の申請に至ったそうです。

周辺農地への被害防除対策といたしましては、農業用排水施設が近くになく、申請地の建ぺい率及び容積率等の周辺農地への日照・通風に対する影響はないとのことです。万が一周辺農地に被害等が発生した場合は、転用者の責任において解決するとのことです。

以上、現地調査の結果、問題ないと判断いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、受付番号7番、8番に顛末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 7番、8番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ただいま7番、8番の顛末書が読み上げられましたので、受付番号7番、8番につきまして、委員の説明をよろしく願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 9番農業委員、岡村です。7番の案件について説明します。

申請地は新玉名駅から東に400mのところでは、先ほど事務局からの顛末書の説明があったとおりです。譲渡人はおばで譲受人は甥です。申請理由は、市内のアパートを借りて、子どもの成長について手狭になったので、実家近くに自宅建設を計画しているものです。

申請地は北側は水路と田、西、東は田で南はほかの住宅と市道、転用面積は494㎡、建物は67.76㎡、木造2階建て、周りをブロックで囲んである。給排水は市上水道、生活雑排水は公共用下水道に接続、雨水は溜め桝をして北側の水路に排出する。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことです。

以上、現地調査の結果、特に問題ないと思いますので、御審議をよろしく願い

いたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をよろしくお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 続きまして、8番の案件について説明します。

7番の個人住宅の隣接の排水路を18㎡、譲渡人から事務局への顛末書のあったとおりです。

申請人は譲渡人の妹であり、平成25年住宅を建築したが、住宅の北側水路に譲渡人の土地よりパイプを通していた生活排水を公共用下水に接続、今回7番の申請でわかって、西側を敷石で区別をする。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するということでした。

以上、現地調査の結果、問題はないと思いますので、御審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○推10番（嶋田裕一君） 推進委員10番の嶋田です。9番の案件について説明します。

申請地は岱明町上にある認定こども園の東側です。譲受人は申請地一帯で学校法人を運営しています。新たに駐車場を選定するにあたり、現在使用している駐車場と隣接しており、進入路の新設が必要なく、一帯として利用できるため、送迎園児の交通事故等の危険性が少なく利用できることから、申請地の駐車場利用を計画しています。

申請地は周辺が公園の駐車場、東側に住宅、南側は道路です。転用面積は455㎡で、乗用車16台分の駐車場を計画しています。隣接地に影響がないよう整地を行うとのことです。給排水の計画については、駐車場のため特に発生しませんが、雨水については地下浸透処理するとのことです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号10番、11番につきましても始末書が出ていますので、事務局の担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 10番、11番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま受付番号10番、11番の始末書が読み上げられましたので、受付番号10番から委員の説明をお願いします。

それでは、１０番、１１番をお願いいたします。

○１２番（西本賢二郎君） 農業委員１２番、西本です。１０番の案件について説明します。

先ほど事務局より始末書の説明があったとおりです。申請地は岱明支所より約２００ｍほど西側に行った雑種地です。先ほど説明した土地の横です。申請内容は自宅前の畑を宅地として、駐車場及び物置として利用するものです。申請面積は１４２㎡です。給水はありません。排水、雨水は浸透枮及び自然浸透です。

以上、現地確認した結果、特に問題がないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

続いて、１１番について説明します。

１０番と同様、申請人は同じ人です。この案件も先ほど始末書の説明があったとおりです。申請人は自宅に至るまでの通路の申請です。畑の面積は６６㎡、雑種地です。通路として使用するものです。雨水はなし、排水、雨水については、西側に市道の側溝がありますのでそこに排出する。

以上、現地確認した結果、特に問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

それでは、続けて１２番をお願いいたします。

○１３番（中島浩輔君） 農業委員１３番、中島です。１２番の案件について説明いたします。

目的は介護施設とそれに伴う駐車場の申請です。ＮＰＯ法人の関連会社です。場所は玉名市岱明支所より県道を西へ４００ｍほど行った左側です。介護施設３４３㎡と３９．５７㎡の倉庫の木造平屋建てを計画されています。北側は県道、１ｍほど高いので、ブロック３段を積み、フェンスで道路に接した全面を設置されます。南側は５０ｃｍから１ｍほどの緩やかな高低差があり、それに伴い３段から５段のブロックとフェンスを設置されます。東側、西側は住宅があり、平地でそのままです。一部西側の市道と面しており、そこから進入路として利用されます。給水、生活雑排水及び汚水については、それぞれ市の上水、下水道を使用されます。雨水については浸透枮を設置し、オーバーフローは道路側溝へ流出するとのことです。

調査の結果、問題ないと思いました。以上です。

○議長（下川 安君） 続きまして、受付番号１３番、１４番、これにつきまして始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） ー １３番、１４番の案件について始末書朗読 ー

○議長（下川 安君） ただいま受付番号１３番、１４番の始末書が読み上げられまし

たので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

13番、14番についてよろしくお願いいたします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。13番の案件について説明いたします。

目的は農業住宅2区画です。場所はJAのカントリーより北のほうへ500mほど行ったところの住宅地区です。1分譲360㎡を2区画、合計720.17㎡のうちの247㎡の申請です。現在の住宅を取り壊し、整地し、北側の市道沿いの7段ほどのブロック塀も一応撤去されます。そこから進入路及び給水、污水及び生活雑排水も同時に接続し、住宅に引き込まれ使用されるということです。東側、南側は住宅で、西側は譲渡人の倉庫が建っているところです。これは14番の案件につながっています。雨水については地下浸透し、オーバーフロー分は溜め枳を設置し、西側の側溝に排出されます。以上です。

14番の案件について説明いたします。

目的は貸倉庫と資材置場や作業場を整備するということです。貸倉庫の倉庫については、木造平屋168.71㎡で、そのまま貸倉庫として使用され、266.82㎡は資材置場及び作業場として整備される予定です。ほかに9.66㎡を市の道路へ寄附という形にされます。現在444.89㎡のうち304㎡の申請面積です。給水はありません。生活雑排水、污水もありません。雨水については地下浸透及びオーバーフローの処理については、西側の側溝へ流出を検討されています。

調査の結果、問題ないものと思いました。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、15番をお願いいたします。

○14番（徳井勝美君） 14番農業委員、徳井です。15番の案件について説明します。

土地の選定理由としまして、現在、熊本市のアパートに住んでおられ、今後のことを考え、今は2人で生活されておりますが、後々は子どもが授かるという考えのもとに考えました。土地の所在地、玉名市岱明町扇崎、地目、畑、面積392㎡です。遊休地ということです。転用の目的、個人住宅の建築です。木造平屋建て、延べ床面積75.35㎡です。駐車場2台、給排水計画、申請地の西側道路に上水道が通っているその施設を利用するということです。雨水、生活雑排水、污水の処理方法としましては、西側に同じくそこを利用されます。

現地調査の結果、何ら問題はなく、許可相当と判断いたしました。終わります。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号16番、これには顛末書が出ていますので、事務局で読み

上げます。

○係長（園木俊範君） — 16番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） 受付番号16番の顛末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくをお願いします。16番をお願いします。

○推13番（宮永義一君） 推進委員13番、宮永です。16番の案件について御説明いたします。

先ほど事務局が説明したとおりです。目的は個人住宅です。場所はホームセンターから県道を西側に約700mほど行き、右側に右折し、約400m行き、右側に50mのところにあります。現在の住宅は老朽化したため、家を取り壊して、今、建っている場所にですね、新しく平屋の住宅を建設するそうです。西側の境界にブロック3段を積み上げるそうです。市の上下水道を利用し、雨水は敷地内に雨水枡を設置し、側溝に流すそうです。入り口は以前のところを使用するそうです。

現地調査の結果、何の問題ありませんので、審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請16件につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移させていただきます。

議第49号農地法第5条の規定による許可申請16件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第49号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第50号農用地利用集積計画の決定を議題といたします。件数は13件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 9ページをお願いいたします。

議第50号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和5年11月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

10ページから11ページの総括表、12ページから13ページまでの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が6件、15,135㎡、利用権設定が7件、23,374㎡、

合計13件、38,509㎡の集積です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりました。皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第50号農用地利用集積計画の決定13件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第50号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） 続きまして、報告に移ります。報告第28号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書についての45件を事務局より報告いたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 14ページになります。

報告第28号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和5年11月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は14ページから23ページまでの45件で、合計117,449㎡の解約通知を受理しております。

以上で報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案審議と報告が終わりましたので、令和5年第12回農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後3時10分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年11月6日

玉名市農業委員会会長

下川 安

農 業 委 員

田端 末雄

農 業 委 員

本田 多美子